

食品表示へのデジタルツールの活用に関する 海外制度（韓国・中国）調査結果の報告について

令和 8 年 7 月
消費者庁食品表示課

目次

- 韓国・中国のデジタル表示制度の導入の経緯
- 韓国・中国のデジタル表示制度の概要
- 韓国・中国の容器包装への表示義務及びデジタル表示制度の対象
- 日本・韓国・中国で共通の義務表示：デジタル表示による代替可否
- （参考）デジタル表示した場合の容器包装上の原材料名の表示ルール
- 日本で義務ではない事項（韓国・中国で義務）：デジタル表示による代替可否
- デジタル表示に関する韓国・中国調査のまとめ
- （補足資料）韓国
- （補足資料）中国
- （参考資料）韓国
- （参考資料）中国

本資料では、QRコード等の2次元コードを用いて食品表示を消費者に電子的に提供することを「デジタル表示」という。

なお、各国のデジタル表示の名称は以下のとおり。

- 韓国のデジタル表示 = eラベル
- 中国のデジタル表示 = デジタルラベル

韓国・中国のデジタル表示制度の導入の経緯

韓国

背景

- 包装面積が限られる一方、原材料、消費期限、アレルギー、回収情報、栄養成分など表示・提供すべき情報が増え、消費者が必要な情報を探しにくくなっていた。
- 2次元コード（QRコード）を通じて食品安全情報、健康情報、生活情報をリアルタイムに確認できる仕組みを整え、高齢者や視聴覚障がい者にも情報を届けやすくすることを狙った。
- あわせて、食品の安全管理・物流体系のデジタル転換を進める政策として位置づけられている。

導入経緯

- 2022年9月 「スマートラベル（2次元コード）を活用した食品表示簡素化」規制実証特例を開始。
- 2023年12月 「スマートフードQR食品全サイクル活用試行事業」を開始。
- 2024年11月 国家DBの「リアルタイム食品情報確認サービス（FOOD QR）」を稼働。政府による一元管理型の仕組みへ。
- 2025年8月 「食品等の表示基準」等改正により、2次元コード等を通じた電子的表示の対象・方法を新設。

中国

- 情報の増加により従来のラベルレイアウトでは、文字が小さく読みづらい状況や栄養・健康のニーズが満たされない状況が生じていた。
- デジタルラベルの普及により、消費者が食品ラベルを読みやすくするとともに、食品企業のイノベーションと発展の機会を提供し、市場監督の効率性を高めることを目指している。
- あわせて、食品トレーサビリティなどの他情報との統合を促進しコードの統合を実現、ラベル簡素化による低炭素かつグリーンな開発を促進することを目指している。

- 2025年3月 「包装済み食品ラベル通則」を公表。2次元コード等を用いた情報提供を制度上明確化。2027年3月まで2年の猶予期間あり。
- 2025年9月 デジタル表示実施事項、Q&Aを公表し、詳細要件を明確化。

01. 既存食品情報提供方式の限界

FOOD QR

消費者の情報ニーズは高度化・多様化しているが、限られた包装紙面に文字・数字・図形などで情報を印刷して伝達する従来方式では、情報提供および活用に限界がある

よく見えない食品情報

理解しにくい食品情報

すぐには分からない食品情報

民間・政府に分散した食品情報

<https://portal.foodqr.kr/bzent/board/bzentReferenceDetailView.do>



韓国・中国のデジタル表示制度の概要

	韓国	中国
名称	『e라벨』 (eラベル)	『数字标签』 (デジタルラベル)
制度開始	2025年8月29日～ (施行)	2025年3月16日公布、2027年3月16日施行(移行 2 年間)
対象範囲	食品・畜産物、器具又は容器・包装、保健機能食品 (水については、別法令でラベルレス化が施行済)	包装済み食品 (加工食品、保健機能食品、酒・水)
義務・任意	任意 (推奨)	任意 (推奨)
管轄省庁	食品医薬品安全処 (MFDS)	国家衛生健康委員会 (NHC) 国家市場監督管理総局 (SAMR) 等
法令・通知	○食品等の表示・広告に関する法律、○同施行令、○同施行規則、 ○食品等の表示基準 等	○食品安全国家標準 包装済み食品ラベル通則 (GB 7718-2025)、 ○食品安全法、○食品表示監督管理法 等
データ管理の方法	一元管理。国家DB「FOOD QRリアルタイム食品情報確認サービス」をMFDSが提供。ただし自主管理も妨げない。	分散管理。企業・第三者プラットフォームを基本としつつ、業界団体や自治体の標準プラットフォーム・DB整備も進む。
デジタルで代替可能な義務表示	複数あり (詳細は次ページ以降)	事業者住所 (行政区以下を省略可能)
デジタルの義務表示	容器包装上に表示されている事項にかかわらず、すべての義務表示事項を表示しなければならない。	容器包装上に表示されている事項にかかわらず、すべての義務表示事項を表示しなければならない。
その他デジタルで代替可能な場合	なし (包装面積30cm ² 以下はバラ売り前の外箱に表示可能、業務用商品の一部事項が省略可能であるが、デジタル代替の規定なし。)	業務用商品、包装面積20cm ² 以下で包装面の義務事項を省略した場合は、省略事項を添付文書又はWEB表示で可とする。
デジタルでの付加的情報 (任意)	任意表示事項 (安全情報や調理方法) 以外に、手話や読み上げ機能、自主回収システムとの連動 (回収アラートや不良品通報) 等あり。デジタル表示先の広告禁止規定はないが、不当表示・広告規制の対象になる。	原材料の由来、製造工程、産地情報、調理方法、製品追跡等の任意表示の情報公開がメイン。 広告・マーケティング情報は原則不可。
監視	オンライン上の表示・広告もモニタリング対象 違反時はプラットフォーム等に告知措置・営業者情報提出を要請可能 行政処分はデジタル／容器包装で区別せず、業態・違反内容で判断 デジタルデータの保存期間は定められていないが、根拠資料は要請時15日以内に提出が必要。	デジタル専用の独立体系ではなく、一般食品表示監督法制で監督。 オンライン食品販売情報も監視対象で、ラベル情報と一致しない場合は取締り対象となる。 違反時はSAMRの調査の他、プラットフォームからの措置もあり。 デジタルデータは改ざん禁止、更新履歴の記録が必要。ログ保存期間は賞味期限満了後6か月以上、賞味期限不明時は2年以上。

韓国・中国の容器包装への表示義務及びデジタル表示制度の対象

- 表示義務のある食品のうち、韓国は、加工食品、畜産物、保健機能食品、酒がデジタル表示の対象。中国は、加工食品、保健機能食品、酒・飲料水がデジタル表示の対象。
- 韓国・中国ともに、農産物、水産物、添加物、中食（未包装）、外食はデジタル表示の対象外。

種別			日本	韓国	中国
生鮮食品	農産物	一般	名称、原産地等	名称、原産地等（包装品は加工に従う。）	名称、原産地、生産者又は販売者等(包装品は保存期間、保存条件、添加剤名等が必要)
		業務用			
	水産物	一般			
		業務用			
	畜産物	一般			
		業務用			
加工食品		一般	横断的義務表示、栄養表示等	横断的義務表示、栄養表示等	横断的義務表示、栄養表示等
		業務用			
保健機能食品			加工食品表示＋個別表示	加工食品表示＋個別表示	加工食品表示＋個別表示
食品添加物			横断的義務表示（用途・使用基準等）	加工食品表示＋個別表示	（単一品種）名称、成分、使用方法等（複合製剤）名称、配合構成、使用方法等
酒			加工食品表示＋個別表示	加工食品表示＋個別表示	加工食品表示の一部事項
飲料水			加工食品表示	個別表示 （水については、別法令でラベルレス化が施行済）	加工食品表示の一部事項
中食（未包装）			対象外（米は原産地伝達）	限定29品目（肉、米、魚等）は原産地表示	加工食品表示の一部事項（食品名、製造日、保管期間、製造者等）
外食			対象外（米は原産地伝達）	限定29品目（肉、米、魚等）は原産地表示	対象外

日本・韓国・中国で共通の義務表示：デジタル表示による代替可否 1/2

- 義務表示事項のうち、赤字がデジタル表示代替可能、青字が一部代替可の事項

種別	日本	韓国	中国
名称	名称	名称（食品類型）	名称（食品名）
原材料名	原材料名	原材料名（添加物を含む。） ▶ 原材料（添加物を含む。）の重量割合上位3位までを容器包装に表示 ▶ 上記で表示されているものを除き、用途名等が定められている添加物の重量割合上位3位の添加物の主な用途を容器包装に表示（複合原材料に使用されている添加物を除く。）	原材料名(添加物含む)
添加物	添加物		
原料原産地	原料原産地	原料原産地（別法令で手当）	—（任意）
アレルギー	アレルゲン9種 （えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生）	アレルゲン19種 （卵、乳、そば、落花生、大豆、小麦、さば、かに、えび、豚肉、もも、トマト、亜硫酸塩、くるみ、鶏肉、牛肉、いか、貝類、松の実）	アレルゲン8種 （グルテン含有穀物、甲殻類、魚類、卵、落花生、大豆、乳製品、木の実類）
内容量	内容量	内容量と内容量に相当する熱量	内容量
期限表示	消費期限・賞味期限	消費期限・賞味期限	消費期限・賞味期限
保存方法	保存方法	保存方法	保存方法
原産国	原産国	原産国（別法令で手当）	原産国
事業者	事業者名と住所	事業者名と住所	事業者名と住所と電話番号

(参考) デジタル表示した場合の容器包装上の原材料名の表示ルール

MFDS発行「食品等のeラベル運用ガイドライン」原材料名表示ルールの適用例から作成

容器包装上の表示	デジタル表示
原材料名: 精製水、ビタミンC、スイートラ、酸味調整剤2種、甘味料	原材料名: 精製水、ビタミンC、スイートラ(その他果糖、コーンシロップ、オリゴ糖)、オレンジ濃縮液、混合製剤(精製水、シリコーン樹脂、グリセリン脂肪酸エステル、カルボキシメチルセルロースナトリウム)、クエン酸、アロロース、クエン酸三ナトリウム、ベリー類色素、スクラロース(甘味料)、アセスルファムカリウム(甘味料)、香料(オレンジフレーバー)

<容器包装上の原材料名の表示ルール>

① 配合割合の順位が高い3つの原材料 (= 食品添加物を含めて全体重量順3位までを書く。)

- ・ 使用量の多い順に原材料3つを表示する。
- ・ 複合原材料は、当該複合原材料を表す名称（製品名を含む）または食品の種類のみを表示できる。
- ・ 混合製剤類の食品添加物は、『食品添加物基準及び規格』で告示された混合製剤類の名称のみを表示できる。
- ・ その他の表示方法は、『食品等の表示基準』に従って表示する。

② 使用順位が高い3つの食品添加物の主用途 (= 全体重量順4位以下で、直接使用した添加物のうち3位までの用途名を書く。)

- ・ 主用途表示対象：『食品等の表示基準』[表4]及び[表6]に該当する食品添加物および香料（別紙2）
- ・ 当該食品の製造、加工の際に直接使用、添加した場合で、使用添加量の多い順にその主用途を3つ表示する。
- ・ 複合原材料に含まれる食品添加物である場合、または[表4]および[表6]に該当しない用途で使用された食品添加物の場合には対象とならない。

日本・韓国・中国で共通の義務表示：デジタル表示による代替可否 2/2

- 義務表示事項のうち、赤字がデジタル表示代替可能、青字が一部代替可の事項

種別	日本	韓国	中国
栄養成分	熱量（含量）	熱量（含量）	熱量（含量、NRV*）
栄養成分	たんぱく質（含量）	たんぱく質（含量、NRV*）	たんぱく質（含量、NRV*）
栄養成分	脂質（含量）	脂質（含量、NRV*）	脂質（含量、NRV*）
栄養成分	炭水化物（含量）	炭水化物（含量、NRV*）	炭水化物（含量、NRV*）
栄養成分	ナトリウム／食塩相当量（含量）	ナトリウム（含量、NRV*）	ナトリウム（含量、NRV*）
遺伝子組換え	遺伝子組換え	遺伝子組換え（別法令で手当）	遺伝子組換え
アスパルテーム	L-フェニルアラニン	フェニルアラニン	フェニルアラニン
その他	個別品目ルール	個別品目ルール	個別品目ルール

*栄養参照量（Nutrient Reference Value: NRV）、1日あたりの栄養素基準値に対する割合（%）

（韓国）デジタル表示による代替可能な個別事項

食品類	デジタル表示による代替可能な個別事項	食品類	デジタル表示による代替可能な個別事項
菓子類、パン類、餅類	油揚げ・油処理表示、乳酸菌数表示	酒類	殺菌濁酒表示、原料酒含量比率
氷菓類	乳酸菌数、乳脂肪分・脂肪分、加水量、殺菌・滅菌条件、発酵後加熱処理表示	農産加工食品類	油揚げ・油処理表示、殺菌・滅菌表示
食用油脂類	油脂の種類区分、加工方法、製品形態、乳化剤名、マーガリン等の区分表示	食肉加工品及び包装肉	殺菌・滅菌・非殺菌表示
麺類	殺菌製品・酒精処理製品の区分表示	卵加工品類	殺菌・滅菌・非殺菌表示
飲料類	非加熱表示、pH表示、滅菌・殺菌表示	乳加工品類	非殺菌原乳表示、乳酸菌数、殺菌・滅菌条件、標準化・乳脂肪含量、発酵後加熱処理、糖類含量、粗脂肪含量、たんぱく加水分解関連比率
特殊栄養食品	乳酸菌数、殺菌・滅菌条件、発酵後加熱処理表示	水産加工食品類	殺菌・非殺菌・滅菌・非加熱表示、食塩含量、魚醤の原液含量・原材料、油揚げ・油処理表示
醬類	混合醬の殺菌製品表示	動物性加工食品類	殺菌・非殺菌表示
調味食品	殺菌・滅菌表示、調理時の使用方法、乾燥・殺菌表示、加工塩の添加物名・含量	即席食品類	乾燥方法の区分表示
漬物類又は煮物類	殺菌・非殺菌・滅菌表示	その他食品類	油揚げ・油処理表示、殺菌・滅菌表示

日本で義務ではない事項（韓国・中国で義務）：デジタル表示による代替可否

- 義務表示のうち、赤字がデジタル表示代替可能、青字が一部代替可の事項

種別	日本	韓国		中国	
		事項名	説明	事項名	説明
商品名	—	製品名	販売時の商品名	—	
製造年月日	—	製造年月日	基本は年月日表記、品目で表記方法に定めあり	製造年月日	年月日の順、賞味期限が6か月以上の場合、20cm ² 以下の場合省略可
栄養成分	—	糖質（含量、NRV*）		糖質（含量、NRV*）	
栄養成分	—	トランス脂肪酸（含量）		トランス脂肪酸（含量）	
栄養成分	—(推奨)	飽和脂肪酸（含量）		飽和脂肪酸（含量、NRV*）	
栄養成分	—	コレステロール（含量、NRV*）		—	
コンタミ	—	コンタミ	アレルギー混入の注意事項文言を表示	—コンタミ（推奨）	
注意喚起	—	ナトリウム含量比較図	類似食品との比較でナトリウム含量を示す図 油揚げ麺、サンドイッチ等が対象	—	
注意喚起	—	高カフェイン含有	0.15mg/1ml・mg以上のカフェイン含有食品に注意喚起	—	
注意喚起	—	消費者安全のための注意事項表示	開封後の保存方法、通報窓口の案内等の注意文言類。窒素ガス充填有無が省略可能	—	
注意喚起	—	—		塩・油・糖の若年過剰摂取注意表示	「児童・青少年は塩分・油・糖質の過剰摂取を避けるべきである」の表示
注意喚起	—	—		警告表示	他法律で定められた表示保健食品の注意表示など
その他	—	品目報告番号	製造開始時に行政に届け出る番号	—	
その他	—	—		食品製造許可証番号	国内で実際にその食品を製造した事業者の食品生産許可証に記載された番号
その他	—	—		製品標準コード	その食品が準拠して製造・判定される実施標準のコード
その他	—	—		製品質量（品質）等級	商品に「特級」「一級」「二級」などの品質ランク制度がある場合の等級表示を指す
その他	—	容器包装材質	合成樹脂、ゴム剤の容器の場合表示が必要	—	
その他	識別表示	分離排出表示	リサイクル義務対象包装材の材質表示	—	

*栄養参照量（Nutrient Reference Value: NRV）、1日あたりの栄養素基準値に対する割合（%）

デジタル表示に関する韓国・中国調査のまとめ

韓国

- 2022年以降の実証・システム整備を経て、2025年8月29日に制度化。実施は任意。
- 対象は食品・畜産物、器具・容器包装、保健機能食品等。（食品添加物、水は対象外。）
- データの管理は、事業者が、MFDSの『FOOD QRポータル』に登録する一元管理型。
- 容器包装の義務表示事項の一部を、2次元コード等で代替可能（例：事業者住所、原材料名の上位3位以外、炭水化物・脂質等の栄養成分、食品類型、容器包装材質等）。
- 『FOOD QRポータル』は、任意で、調理法、履歴・追跡情報、販促情報、視覚がい者向け情報、手話映像、リコール情報等も提供可能。
- 事業者ヒアリングでは、リアルタイム印字設備、システム連携、包装表示との二重管理が負担となるという意見があった。

中国

- 2025年3月に制度が公布・公表され、2027年3月16日施行予定。約2年の移行期間あり。実施は任意。
- 対象は、包装済み食品全般（保健機能食品、酒、水等を含む）。
- データの管理は、企業・第三者プラットフォームによる分散管理を基本に、業界団体や自治体の標準プラットフォーム整備も進む。
- 容器包装の義務表示事項のうち、製造者の住所のみ簡略表示可。
- デジタル表示では、任意で、原材料産地、製造工程、検査証明、調理方法、トレーサビリティ等の付加情報を提供可能。
- 広告・マーケティング情報は、デジタルで代替した義務表示事項との混在は、原則不可。
- 事業者ヒアリングでは、事業者への行政支援や低コストの仕組みにより、これからも取組が推進されていくという意見があった。

(補足資料) 韓国

- デジタルツールの活用に係る実証事業
- 実証事業時と制度化後 デジタル代替可能な表示事項の変化
- 事業者ヒアリングの結果
- デジタル表示の監視
- (参考) ミネラルウォーターの2次元コード利用によるラベルレス化

デジタルツールの活用に係る実証事業

- 韓国では、消費者の知る権利の保障と食品情報提供の高度化を背景に、包装上の表示を補完する手段としてデジタルツールの活用が検討されてきた。
- デジタルツールの活用に関して、食品医薬品安全処（MFDS）が食品表示情報を一元的に管理する専用サイト（デジタル食品プラットフォーム）を構築し、そこに事業者が食品情報を入力することで、消費者は2次元コードを通し、必要な食品情報を確認できるようになることを目標に、2022年9月以降、実証事業を実施。

【実証事業における容器包装上の表示例】

従来



2次元コード活用後



ナトリウム含量を大きく記載

2次元コード

2次元コードで代替し、包装上は表示を省略している項目

- ・名称
 - ・原材料名
 - ・栄養情報
 - ・事業者の所在地
 - ・返品方法
- 等

注意事項、保存方法、
包装材質、問い合わせ先、
期限表示

アレルギー（黄色部分）、
原産地（対応する原材料を含む）、
調理法

実証事業時と制度化後 デジタル代替可能な表示事項の変化

- 実証事業時に容器包装上の表示を省略することができた表示事項が、制度導入時には容器包装上に表示する（デジタル表示による代替ができない）こととなったものが見受けられる。

赤字が実証時と制度開始時で取扱いの変更があった箇所

表示事項	実証事業時の取扱い	制度化後の取扱い
製品名	➤ 容器包装に表示が必要	➤ 同左
食品類型	➤ デジタルによる表示が可能	➤ 同左
品目報告番号	➤ デジタルによる表示が可能	➤ 同左
保存方法	➤ 容器包装に表示が必要	➤ 同左
製造年月日、消費期限・賞味期限	➤ 容器包装に表示が必要	➤ 同左
原材料名（添加物含む）	➤ デジタルによる表示が可能	➤ 原材料（添加物を含む。）の重量割合上位3位までは容器包装に表示する必要 ➤ 上記で表示されているものを除き、用途名等が定められている添加物の重量割合上位3位の添加物の主な用途を容器包装に表示する必要（複合原材料に使用されている添加物を除く。）
内容量と内容量に相当する熱量	➤ 容器包装に表示が必要	➤ 同左
事業者名と住所	➤ 事業者名は容器包装に表示が必要 ➤ 住所はデジタルによる表示が可能	➤ 同左 ➤ 同左
原産国	➤ 容器包装に表示が必要（別法令で義務）	➤ 同左
原料原産地	➤ 容器包装に表示が必要（別法令で義務）	➤ 同左
遺伝子組換え	➤ 容器包装に表示が必要（別法令で義務）	➤ 同左
容器包装材質	➤ デジタルによる表示が可能	➤ 同左
栄養成分	➤ デジタルによる表示が可能	➤ 義務表示（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム、糖質、コレステロール、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸）のうち、熱量、ナトリウム、糖質、トランス脂肪酸は容器包装に表示が必要 ➤ 上記以外はデジタル表示が可能
ナトリウム含量比較図	➤ 容器包装に表示が必要	➤ 同左
アレルゲン	➤ 容器包装に表示が必要	➤ 同左

事業者ヒアリングの結果

- 韓国での食品表示のデジタル化は、実証事業参加者の中でも一部品目での導入にとどまっている。
- 導入にあたり、包装表示と2次元コード情報の二重管理、手入力・更新作業、社内システムとMFDSシステムの連携、リアルタイム印字に伴う設備投資が問題となっている。
- 現状では、当初期待されたトレーサビリティや期限管理の高度化よりも、表示スペース補完・消費者向け情報提供に効果が限定されている。

企業名と概要	コメント
総合食品メーカーA カレー、ラーメン、ソース、レトルト等、表示情報量の多い加工食品を展開。	2次元コードを容器包装に事前印字する場合は通常の包装印刷で対応できるが、表示作成と管理業務が発生するので、効率的な運用にはMFDSのFOOD QRシステムと自社システムの連携が必要。 - 製造ラインで2次元コードを後印字するには専用プリンターが必要となり、設備費・システム費・維持費が発生するため、特に中小企業には負担が大きい。
冷蔵食品メーカーB 冷蔵食品・植物性食品等を展開。豆腐、ちやし、飲料、麺類などを扱う。	2次元コードに紐づく情報は担当者が手入力しており、運用負担がある。 - 製品情報の一部のみが2次元コードに置き換えられているため、容器包装に表示する情報と2次元コードで提供する情報を二重に管理しなければならない。
即席麺・スナック大手C ラーメン、スナック、飲料等を国内外で展開。	- 既存の包装表示とデジタル情報を並行管理する必要がある、製品情報変更時には同期管理が発生する。 - 多品目展開ではデータ管理負担が増すため、現時点ではデジタルラベルは既存表示の代替ではなく補完的手段と認識。
乳製品メーカーD 乳製品、乳幼児向け食品、栄養関連商品等を展開。	- 栄養食品への適用を検討したが、特殊医療用食品は高齢の消費者が多く、2次元コードへのアクセスがかえって不便との意見があり、今は調製粉乳1品のみに適用している。 - 製造ラインで2次元コードを後印字するには、包装形態、工場スペース、生産速度、MFDSデータベースへの即時連携などの制約があり、追加投資も必要。 - 現在は2次元コードは事前印字で運用しており、実現している効果は主に表示スペース活用と消費者の情報確認に限られる。

デジタル表示の監視

- 韓国では、以前からECサイト、販売プラットフォーム、SNS、オンライン広告等の食品等の表示・広告も規制対象であった。
- 2025年改正により、MFDSは、食品のデジタル表示・広告の違反についてモニタリングできるとしている。ここでいうモニタリングは、WEB上の販売ページ・広告等を常時・随時確認し、違反疑いのある表示・広告（主に日本における景表法違反上の不当表示や薬機法違反の表現等）を把握する仕組み。モニタリング業務は委託可能としている。
- MFDSは違反が明白な場合、プラットフォーム事業者等に対し、違反事実の掲示等、消費者への告知措置を要請できる。
- MFDSは違反事業者を特定できない場合、プラットフォーム事業者に対し、事業者情報等の資料提出を要請できる。なお、これはWEB上の事業者特定のための制度であり、表示・広告内容の根拠資料提出義務とは別である。
- 行政処分はデジタル表示専用のものではなく、一般的な違反が適用される。
- デジタル表示情報について、特別に資料の保存義務は課されていない。ただし、デジタル表示か否かを問わず、事業者は表示・広告内容に関する一般的な説明義務があり、MFDSから求められた場合は原則15日以内に根拠資料を提出する必要がある。

(参考) ミネラルウォーターの2次元コード利用によるラベルレス化

- 韓国のボトル入りミネラルウォーターは、気候エネルギー環境部（MCEE）の「飲用水管理法」に基づき管理されている。
- 資源循環政策により2022年からラベルレス化が進められ、2026年1月から2次元コードを利用した表示を本格施行した。
- 義務表示事項は5項目となり、その他事項はキャップ印字の2次元コードから各社のWEBサイトで閲覧する。

■韓国のボトル入り飲用水（ミネラルウォーター）の2次元コード表示整理

日本	韓国			
	事項名	事項名の説明	容器包装に表示	WEBに表示
— 名称	製品名	販売上の商品名・ブランド名	○	○
	品目名	分類名（例：飲用ミネラルウォーター）	○	○
原材料名	原水源（原水の種類）	原水の種類（例：地下水、湧泉水）	代替可	○
—	水源地	原水を取水した場所を表示	○	○
事業者名と住所	事業者名と住所		代替可	○
—	電話番号	連絡が取れる電話番号	○	○
—	営業番号	製造業許可番号、輸入販売登録番号等	代替可	○
賞味期限	賞味期限	製造日（○年○月○日製造、○年○月○日までと記入）	○	○
内容量	内容量		代替可	○
—	無機物含量	Ca,Na,K,Mg,Fのmg/L	代替可	○
保存方法	保管上の注意事項		代替可	○
—	返品交換住所・電話番号		代替可	○
—	処理方法	オゾン処理、加熱処理した場合記載	代替可	○
リサイクルマーク	包材材質等	別法令でリサイクルに関する表示が必要	代替可	○



▲ラベルレスのミネラルウォーターの実物

▼2次元コード読込後のサイト表示例

제주 삼다수
먹는샘물 330mL
제주도 제주시 조천읍 남조로 1717-35

● 품목명: 먹는샘물 ● 제품명: 제주삼다수
● 원수원: 암반대수층지하수
● 수원지: 제주특별자치도 제주시 조천읍 남조로 1717-35
● 제조원: 제주특별자치도개발공사
제주특별자치도 제주시 조천읍 남조로 1717-35 (TEL: 064-780-3300)

● 판매원: Kwangdong
서울특별시 서초구 서초중앙로 85 (TEL: 080-024-0030)
제주특별자치도 제주시 조천읍 남조로 1717-35 (TEL: 064-780-3300)

● 유통기한: 제조일로부터 24개월
제조일자는 용기상단에 별도 표기

● 영업허가번호: 제주특별자치도 제2호
● 내용량: 330 mL
● 무기물 질량량(mg/L)

칼슘(Ca)	칼륨(K)	나트륨(Na)	마그네슘(Mg)	불소(F)
2.5-4.0	1.5-3.4	4.0-7.2	1.7-3.5	불검출

● 직사광선을 피하고, 제품에 외부냄새가 스며들 수 있으므로 청결하고 통풍이 잘되는 곳에 보관하십시오.
● 용기 변형/파손 우려가 있으므로 용기째 기열 또는 동결하지 마십시오.
● 차가운 용기를 상온 보관시 온도차에 의한 "딱" 소리가 날 수 있습니다.
● 기열 또는 병동시 천연미네랄 성분으로 인해 흰색 침전물이 발생될 수 있으나, 품질에는 이상이 없으니 안심하고 드십시오.
● 개봉 후에는 변질 등의 우려가 있으므로 냉장 보관하여 가급적 빨리 음용하시기 바랍니다.
● 본제품은 공정거래위원회 고시 소비자 분쟁해결 기준에 의거 교환 또는 환불을 받을 수 있습니다.

반환 또는 교환
광동제약(주) 고객센터 또는 구입처
080-024-0030 (주선/부담 무료전화)

● 용기재질: 폴리에틸렌테레프탈레이트

제주삼다수 용기는 소중한 재활용 자원입니다

ccf 소비자중심
CO2
친환경
주요 100% 재활용 우수

제주삼다수는 화산암반수입니다.
화산활동에 의해 생성된 화산암의 4일간 천부암을 천연한천수를 통과하여 만들어진 순수한 화산암반수입니다.

(補足資料) 中国

- 事業者ヒアリングの結果
- デジタル表示の監視

事業者ヒアリングの結果

- 中国では、デジタルラベルは自主導入ながら、試行段階から全国展開へ移行しつつあり、事業者側の受け止めも比較的前向きである。
- 主な課題は、複数の2次元コードの混在による消費者の混乱、表示ルールや画面仕様のばらつき、登録情報の更新・管理負担である。
- 2次元コードの生成費用はほとんどかからないとの声が多い一方、情報を管理する人件費、データ更新、必要に応じた生産ライン改造等が実質負担となる。

企業名と概要	コメント
食品ODMメーカーA 複数ブランドの商品開発・製造を受託。表示作成、包装設計、仕様変更、法規対応を実務レベルで把握。	- デジタルラベルは、包装面積に縛られず多様な製品情報を提供できる点が利点。 - 一方で、実施基準や表示画面が統一されておらず、運用にばらつきがある。 - トレーサビリティ、販促、偽造防止など複数の2次元コードが混在し、消費者が混同しやすい。
ブランド食品企業B 最終製品を消費者に提供する立場。表示の見やすさ、ブランドイメージ、消費者対応を重視。	- 音声読み上げ、拡大表示等により、包装ラベルの面積不足を補える点を評価。 2次元コードの登録・生成費用はほぼゼロだが、掲載内容の更新や情報管理にコストがかかる。 - 消費者の認知がまだ十分でなく、行政による広報・教育が必要との見方。
2次元コード技術サービス企業C 2次元コードの発行、情報管理など、デジタルラベル運用に必要な技術要件を把握。	- 文字だけでなく、音声・動画、原料産地、生産工程、食べ方、追跡情報などを補足できる。 - 導入により、製品担当・販促担当の作業や運用費用は増える。 - 原料メーカーや中小農家から、栽培・養殖記録などの必要情報を集めにくい点が課題。
機能性食品OEM企業D 機能性食品の製造を受託。表示内容、訴求表現、規制対応への注意度が高い領域を扱う。	- 機能性食品は説明すべき情報が多く、デジタルラベルとの相性はよい。 - 一方で、表示ルールや画面仕様が統一されておらず、標準化が課題。 - 乳製品等では生産ライン改造に50万～100万円（1100万～2300万円）程度かかる例もあり、生成コスト以外の投資負担が発生。

デジタル表示の監視

- 中国でのデジタル表示は、通常の食品表示規制の対象となり、デジタル表示専用の独立した監視・罰則規定は、現時点で確認できていない。
- ECサイト、第三者販売プラットフォーム、自社サイト等に掲載される食品販売情報も、ネット食品安全規制の対象であり、食品名、原材料名、産地、賞味期限、保存条件、製造者情報等が食品ラベル又は食品と一致しない場合は取締り対象となる。
- デジタル表示については、表示内容の改ざん禁止と、修正・更新時の履歴記録が求められる。また法令ではないが、公告の解説資料では、ログ情報について、製品の賞味期限満了後6か月以上、賞味期限が明確でない場合は2年以上保存すると説明されている。
(食品安全法により、取引記録についても賞味期限満了後6か月以上、賞味期限が明確でない場合は2年以上の保管が定められている。)
- プラットフォーム事業者は、違法行為が発見された場合、警告、検索順位低下、食品情報の遮蔽、販売リンク削除、店舗アカウント閉鎖等の措置を講じることが求められる。

(参考資料) 韓国

- 所管行政機関
- 食品表示関連法規の一覧
- デジタル表示制度の導入経緯と関連法令
- デジタル表示制度の対象範囲
- 横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（食品＋畜産物）
- 横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（器具又は容器包装）
- 横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（保健機能食品）
- 栄養成分義務表示：デジタル表示による代替可否
- 包装に表示する原材料名の省略ルール
- QRコード等のバーコード表示場所及び表示方法
- 国家DB（FOOD QR）で発給されるバーコードの種類
- デジタル表示画面例

所管行政機関

- 食品表示の所管機関は食品医薬品安全処（MFDS）であり、MFDSの食品安全政策局に置かれている食品表示・広告政策課が中心的に担当している。
- 農産物・水産物の原料原産地表示と、水に関する表示は所管が異なる。

韓国政府組織図



MFDS組織図



食品表示関連法規の一覧

- 韓国の法体系は、法律、大統領令、総理令等で構成されている。
- 食品表示の基本ルールは、「食品等の表示・広告に関する法律」、施行令、施行規則、告示（表示基準）により定められている。
- 他方、原料原産地表示、原産国表示、飲料水表示はそれぞれ別法令に規定されており、制度全体としては分散的である。
- デジタル表示制度は、表示法、施行規則、表示基準（食品、保健機能食品）の改正により導入された（赤字）。

政策・規定・法規	内容	所管	制定日
食品衛生法 https://www.law.go.kr/LSW//lsStmdInfoP.do?lsiSeq=277149&ancYnChk=0	食品の安全・衛生の基本法	食品医薬品安全処 (MFDS)	1962.04.21
食品等の表示・広告に関する法律 https://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=269957&efYd=20250919&ancYnChk=0#0000	食品の表示・広告全般の基本法	食品医薬品安全処 (MFDS)	2018.03.13
食品等の表示・広告に関する法律施行令 https://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=273545&efYd=20250919&ancYnChk=0#0000	不当表示広告の対象と内容基準	食品医薬品安全処 (MFDS)	2019.03.14
食品等の表示・広告に関する法律施行規則 https://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=267855&efYd=20260101&ancYnChk=0#0000	表示事項・表示方法等の実務細則	食品医薬品安全処 (MFDS)	2019.04.25
食品等の表示基準 https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000279014	一般食品の表示事項・方法の基準	食品医薬品安全処 (MFDS)	1996.01.01
健康機能食品の表示基準 https://www.law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000263562	健康機能食品の表示事項・方法基準	食品医薬品安全処 (MFDS)	2004.01.31
農産物および海洋産物の原産地表示に関する法律 https://www.law.go.kr/LSW//lsStmdInfoP.do?lsiSeq=237105&ancYnChk=0	農水産物と加工原料の原産地表示	農林畜産食品部 (MAFRA)、海洋水産部 (MOF)	2010.08.05
畜産物衛生管理法 https://www.law.go.kr/LSW//lsStmdInfoP.do?lsiSeq=282013&ancYnChk=0	畜産物の安全衛生の基本法、原産地表示も規定	食品医薬品安全処 (MFDS)	1962.01.20
外国貿易法 https://law.go.kr/LSW//admRulStmdInfoP.do?admRulSeq=2100000237604	輸入物品の原産国・原産地表示義務の根拠	産業通商部 (MOTIE)	1987.07.01
飲用水管理法 https://www.law.go.kr/LSW//lsStmdInfoP.do?lsiSeq=276727&ancYnChk=0	飲用水の水質・衛生管理の基本法	気候エネルギー管理部 (MCEE)	1995.05.01

デジタル表示制度の導入経緯と関連法令

- 韓国では、包装スペースの制約による食品表示の可読性低下、グローバル物流のデジタル化対応（GS1 Digital Link対応QRコード）、リコール情報の即時提供ニーズの高まり、さらにオンラインでの情報取得の一般化と標準化の必要性を背景に、食品表示のデジタル化が進められた。
- 導入は、実証事業による検証を経て、システム構築から法制化へ段階的に推進された。

年月日	事項	内容
2022年 8月11日	MFDSが食品表示情報のQRコード提供拡大を規制改革課題として公表 https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46609&srchWord=100%EB%8C%80+%EA%B3%BC%EC%A0%9C&srchTp=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&multi_itm_seq=0&Data_stts_gubun=C9999&page=1	包装面積の制約による可読性低下や、表示変更時の包装材交換負担を背景に、食品表示のデジタル化を検討開始。
2022年 9月5日	「スマートラベル（QRコード）を活用した食品表示簡素化」規制実証特例を開始 https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=46659&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&multi_itm_seq=0&page=1	必須情報は包装上に大きく表示し、原材料名・栄養成分等はQRコードで提供。開始時点は6社12製品、規制特例期間は原則2年間。
2023年 12月26日	「スマートフードQR 食品全サイクル活用試行事業」を公告（食品医薬品安全省公告第2023-599号）。事業期間2024年2月～11月。 https://www.mfds.go.kr/brd/m_76/view.do?seq=15640	GS1 Digital Link規格のQRコードを用い、製造・流通・販売・消費段階で商品情報、物流情報、履歴追跡情報を連携。対象品目公示時点で10社34品目。従来の表示簡素化実証とは別事業。
2024年 11月26日	「リアルタイム食品情報確認サービス（FOOD QRポータル）」がMFDSにより本格運用開始。 https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=48704	国内製造食品15社101製品にQR表示を適用し、表示情報、回収情報、アレルゲン、原材料、栄養成分、調理法等をスマートフォンで確認可能に。
2025年 1月3日	「食品等の表示・広告に関する法律施行規則」一部改正令案立法予告（食品医薬品安全処公告第2024-602号） https://www.mfds.go.kr/brd/m_209/view.do?seq=44051	安全・製品選択に直結する情報は包装上で見やすく表示し、それ以外の一部情報をバーコード等で電子提供可能にする制度案。意見提出期限2025年2月13日。
2025年 3月18日	「食品等の表示・広告に関する法律」の一部改正 https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=269957&ancYd=20250318&ancNo=20826&efYd=20250919&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000	オンライン上の食表示・広告モニタリング、資料提出要求、違反事実の掲示等に関する条文新設。
2025年 6月17日	「食品等の表示基準」一部改正告示（案）行政予告（公告第2025-274号） https://www.mfds.go.kr/brd/m_209/view.do?seq=44116	2次元コード等で電子的に表示情報を提供する場合の対象、表示場所、表示事項、文字サイズ等の詳細基準を新設する案。意見提出期限2025年7月7日。
2025年 8月29日	「食品等の表示・広告に関する法律施行規則」一部改正 https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=273571	施行規則、食品等の表示基準、健康機能食品の表示基準を改正・施行。電子的表示の対象・方法、包装上に残すべき事項、文字サイズ・字幅等を制度化し、2025年12月31日まで経過措置を設定。
	「食品等の表示基準」一部改正告示（告示第2025-60号） https://www.mfds.go.kr/brd/m_211/view.do?seq=14917	
	「健康機能食品の表示基準」一部改正告示（告示第2025-61号） https://www.mfds.go.kr/brd/m_207/view.do?seq=15095	

デジタル表示制度の対象範囲

- 韓国は加工食品・畜産物、保健機能食品、器具又は容器包装、酒が対象（水と添加物は対象外）

種別			韓国
生鮮食品	農産物	一般	名称、原産地等（包装品は加工に従う）
		業務用	
	水産物	一般	
		業務用	
	畜産物	一般	
		業務用	
加工食品	一般	横断的義務表示、栄養表示等	
	業務用		
保健機能食品			食品で機能性を表示：加工食品表示 特殊栄養食品：加工食品表示＋個別表示 特殊医療用食品：加工食品表示＋個別表示 健康機能食品（告示型）：加工食品表示＋個別表示 健康機能食品（個別許可型）：加工食品表示＋個別表示
食品添加物			加工食品表示＋個別表示
器具又は容器・包装			加工食品表示＋個別表示
酒			加工食品表示＋個別表示
飲料水			個別表示
中食（未包装）			限定29品目（肉、米、魚等）は原産地表示
外食			限定29品目（肉、米、魚等）は原産地表示

横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（食品＋畜産物） 1/2

赤字がデジタルへ代替可能な表示事項

（１）食品、畜産物			
義務表示項目	容器包装に表示	デジタルに表示	説明
製品名	○	○	販売上の商品名・ブランド名
食品類型	代替可	○	法定分類名
品目報告番号	代替可	○	製造・加工業者が所管官庁へ品目製造報告をした際に付与される番号、品目報告番号が付される製品に限る。
保存方法	○	○	従来のeラベル制度では代替可であったが、2025年改正で代替不可に変更された。
製造年月日、消費期限・賞味期限	○	○	製造が完了した時点の日付と、表示された保存方法を守った場合に安全または品質が維持される期限を示す。
原材料名（添加物含む）	△重量順上位3つの原材料と主な食品添加物の主用途以外は代替可	○	最終製品に残る原材料を表示する項目。2次元コード等で電子的に原材料情報を提供する場合でも、包装には配合比率上位3原材料を多く使った順に残す必要がある。食品添加物の主用途表示も対象品目では必要。
内容量と内容量に相当する熱量	○	○	内容量は製品の販売単位を示す基本情報で、対象食品ではこれに対応する熱量表示を併記する場合がある。
事業者名と住所	住所は代替可	○	製造者・加工者・輸入者等の責任主体を特定するための表示
容器包装材質	代替可	○	容器・包装の材質
分離排出表示	○	○	リサイクル義務対象包装材の分離排出マーク。別法令で管轄。eラベル制度の省略規定に他法令を優先するとあるため代替不可。
栄養成分	△熱量・Na・糖類・トランス脂肪酸以外を代替可	○	対象食品・畜産物について、熱量、ナトリウム、炭水化物、糖類、脂肪、トランス脂肪、飽和脂肪、コレステロール、たんぱく質等の含量とNRVを表示する項目。デジタルでの代替で5項目が省略可能。
原産国	○	○	輸入食品は原産国表示が必要で、別法令で管轄。eラベル制度の省略規定に他法令を優先するとあるため代替不可。
原料原産地	○	○	農水産物とその加工品で、主要原材料の原産地を表示する項目。基本的には使用1～3位までの原産地を表示する。別法令で管轄。eラベル制度の省略規定に他法令を優先するとあるため、代替不可。
原材料の量的表示	○	○	特定の原材料を製品名などに用いたり、主表示面で特定原材料名を強調表示する場合等に、その原材料の含量を示す項目。
ナトリウム含量比較図	○	○	油揚げ麺、冷麺、ハンバーガー、サンドイッチ等を対象に、同種・類似食品との比較でナトリウム含量を分かりやすく示す図。比較単位、比較標準値、表示方法は別告示で定められており、小面積包装では2次元コード連携表示も以前から可能であった。

横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（食品＋畜産物） 2/2

赤字がデジタルへ代替可能な表示事項

(1) 食品、畜産物				
義務表示項目		容器包装に表示	デジタルに表示	説明
OEM製造表示		○	○	OEM（委託生産）輸入食品は、主表示面で原産国名の横に「委託生産製品」「OEM」等を括弧書きで表示する。
遺伝子組換え		○	○	6種類の農産物とその加工品は表示が必要（大豆、トウモロコシ、綿花、砂糖大根、キャノーラ、アルファルファ）。別法令で管轄。eラベル制度の省略規定に他法令を優先するとあるため代替不可。
放射線照射		○	○	放射線照射処理を行った食品は、その旨を表示する。法令上も「調査処理表示」が追加表示事項として定められている。
消費者の安全に関する注意事項Ⅰ 共通事項	アレルギー19種	○	○	アレルギー誘発物質（卵、乳、そば、落花生、大豆、小麦、さば、かに、えび、豚肉、もも、トマト、亜硫酸塩、くるみ、鶏肉、牛肉、いか、貝類、松の実）の表示が必要。
	コンタミ	○	○	同じ作業・器具・製造ライン・保管場所など同一工程で製造し、避けられない混入のおそれがある場合に「○○混入可能性あり」等の注意文言を表示する。混入のおそれがある場合の条件付き表示。
	高カフェイン含有	○	○	0.15mg/1ml・mg以上のカフェイン含有食品に注意喚起表記
消費者の安全に関する注意事項Ⅱ 食品等の注意事項表示1. 食品、畜産物	冷凍製品の注意表記	○	○	「解凍後は再冷凍しない」等の表示が必要（氷菓類除く）
	開封後の保存喚起	○	○	腐敗しやすい製品は「開封後は冷蔵早めに喫食」等の表示が必要
	飲酒関連表示の注意	○	○	飲酒前後二日酔い訴求製品は「過度の飲酒注意」等の表示が必要
	アスパルテーム使用表示	○	○	「フェニルアラニン含有」と表示が必要
	糖アルコール含有表示	○	○	10%以上含有時は種類含量表示＋過剰摂取時の下痢注意表示が必要
	鮮度保持剤の注意表示	○	○	用途表示（例：除湿剤）＋「食べられません」等の表示が必要
	不良品の通報先の表示	○	○	不良食品の通報先（1399）の表示が必要。1399はMFDSの所属機関、食品安全情報院の不良食品通報センターにつながる電話番号。
	ガス充填の表示	代替可	○	保存性向上のために窒素ガス等を充填した場合はその旨の表示が必要。デジタル代替可。
	ワンタッチ缶の注意表示	○	○	開封部の危険性（鋭利）に関する注意表示が必要
	亜麻仁使用製品の摂取注意	○	○	1日摂取量1回量の上限に関する注意表示が必要
	個別品目ルール	品目と事項により代替可	○	デジタル代替表記可能な事項が食品ごとに設定（例：調味食品の殺菌有無、調理方法）

25

横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（器具又は容器包装）

- 赤字がデジタルへ代替可能な表示事項

(2) 器具容器包装			
義務表示事項	容器包装に表示	デジタルに表示	事項の説明
材質	○	○	器具又は容器包装がどの材質でできているかを示す。
事業所の名称、所在地	○	○	製造者・輸入者など責任主体を特定するための表示事項
食品用の表示又は食品用器具を示す図案	○	○	食品に直接触れて使用する器具であることを一目で分かるようにする表示
使用方法・取扱方法	代替可	○	安全で適切な使用のために必要な方法や取扱条件を示す表示。デジタル代替可。
消費者の安全に関する 注意事項 Ⅱ 食品等の 注意事項表示 3 器具又は 容器包装	包装用ラップの耐熱表示	○	食品包装用ラップは、摂氏100度を超えない状態でのみ使用するよう表示しなければならない。
	包装用ラップの油アルコール不可	○	食品包装用ラップは、脂肪分の多い食品および酒類に直接接触しないよう使用する旨を表示しなければならない。
	ガラス製調理器具の注意文言	○	加熱調理に使用できるかを明示

横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（健康機能食品）

- 赤字がデジタルへ代替可能な表示事項、緑字が明記がないがおそらく代替不可と思われる事項
(食品・畜産物で明記がなく省略が不明確だった項目は、同様に不明確であるため表から省略)

(3) 健康機能食品

義務表示事項		容器包装に表示	デジタルに表示	事項の説明
製品名		○	○	
食品類型、品目報告番号、容器包装材質		代替可	○	
内容量		○	○	
原料名・含量		主原料を優先して3つの原材料と主な食品添加物の主用途	○	主原料（機能性を表示する原料）を優先して原料名を記載し、その他原料は通常、多く使用した順に記載する。2次元コード等を用いる場合、包装には原料名3個を表示し、このとき主原料を優先表示する。なお、主原料とその他原料を区分して表示する場合には、その他原料の含量をこの欄に表示できる。
事業所の名称、所在地		住所は代替可	○	
消費期限・保存方法		○	○	
摂取時の用量、摂取方法、注意事項		○	○	1日摂取量又は1回分量、摂取方法、摂取時の注意事項
健康機能食品である旨を示す表示		○	○	「健康機能食品」の文言又は健康機能食品の表示・図案で示す項目。文言と図案の両方必須ではなく、いずれかを表示できる。
疾病予防や治療目的の医薬品でない旨		代替可	○	健康機能食品が疾病の予防又は治療を目的とする医薬品ではないことを示す注意表示
機能性情報（成分名と含量）		○	○	機能性成分又は指標成分の名称、含量、機能性表示を示す項目。1日摂取量又は1回分量当たりで表示する。1つの栄養成分又は機能性原料を用いた製品では、主表示面にも名称と含量の表示が必要になる。
消費者の安全に関する注意事項 Ⅱ.食品等の注意事項表示 4. 健康機能食品	飲酒注意喚起	○	○	「飲酒前後・二日酔い解消」を表示する場合「過度の飲酒は健康を害します」の表示が必要
	フェニルアラニン含有	○	○	アスパルテームを添加使用した製品には、「フェニルアラニン含有」と表示が必要
	鮮度保持剤	○	○	「湿気防止剤」「除湿剤」等、消費者がその用途を容易に認識できるよう表示し、「食べられませんか」等の注意文言
	通報先の表示	代替可	○	「有害事例の通報は1577-2488」と表示が必要。MFDSの所属機関、食品安全情報院の健康機能食品の異常事例通報窓口につながる電話番号。
栄養成分		熱量・ナトリウム・糖類 (ただし、糖類はカプセル・錠剤・丸剤・粉末型では対象外)	○	1日摂取量又は1回分量基準で表示する。2次元コード等を用いる場合、炭水化物、脂質、たんぱく質、トランス脂肪、飽和脂肪、コレステロールはデジタル代替できる。糖類はカプセル・錠剤・丸剤・粉末形態では除外される。
健康機能食品の詳細基準に規定されたその他の事項		○	○	細部表示基準で個別に定められる追加表示事項。

栄養成分義務表示：デジタル表示による代替可否

- 食品・畜産物の義務表示事項の9項目のうち5項目が代替可能（赤字）
- 健康機能食品は義務表示事項の8項目のうち3項目が代替可能（赤字）

栄養成分表示（食品・畜産物）

義務表示事項	容器包装に表示	デジタルに表示
熱量（含量）	○	○
ナトリウム（含量、NRV*）	○	○
炭水化物（含量、NRV*）	代替可	○
糖類（含量、NRV*）	○	○
脂質（含量、NRV*）	代替可	○
トランス脂肪酸（含量）	○	○
飽和脂肪酸（含量）	代替可	○
コレステロール（含量、NRV*）	代替可	○
たんぱく質（含量、NRV*）	代替可	○

※包装面で特定の栄養成分を強調表示する場合は、義務表示事項一式の表示が必要

韓国人のナトリウム摂取量はWHO勧告の1.5倍を超え、一部年齢層では糖類摂取量が勧告を超えている。MFDSは低減表示の対象拡大で消費者の選択を支援する政策を続けている。
2017年には「ナトリウム含量比較表示の基準及び方法」を制定し高塩食品の塩含有量強調をスタート。
2021年には「ナトリウムおよび糖類削減表示基準」が施行され、低ナトリウム、低糖食品の表示ルールを明確化した。
eラベル制度でも表示対象商品については、ナトリウムと糖類はデジタル代替不可となっている。

栄養成分表示（健康機能食品）

義務表示事項	容器包装に表示	デジタルに表示
熱量（含量）	○	○
ナトリウム（含量、NRV*）	○	○
炭水化物（含量、NRV*）	代替可	○
糖類（含量）	○（カプセル/錠剤/丸剤/粉末形態：対象外）	○
脂質（含量、NRV*）	代替可	○
たんぱく質（含量、NRV*）	代替可	○
ビタミン（含量、NRV*）	○NRV30%以上で義務、NRV30%未満で任意	○
ミネラル（含量、NRV*）	○NRV30%以上で義務、NRV30%未満で任意	○

*栄養参照量（Nutrient Reference Value: NRV）、1日あたりの栄養素基準値に対する割合（%）

■例：ナトリウム含有比較表示

同種・類似食品との比較でナトリウム含量を分かりやすく示す。
油揚げ麺、冷麺、ハンバーガー、サンドイッチ等が対象。



2次元コード等の表示場所及び表示方法

- 2次元コードは表面又は原材料名欄の近くに、消費者が容易に認識できるよう表示しなければならない。
- 2次元コードは小さく、薄く、又は曲面に位置する等、認識しにくくしてはならない。
- 2次元コードの周辺には、2次元コードを通じて当該食品等において省略された表示情報があることを消費者が容易に分かるよう、案内文句を表示しなければならない（例：「詳細表示情報はこちらをスキャンしてください」、「表示されていない原材料や栄養成分等は2次元コードで確認してください」等）。
- 視覚障がい者が2次元コードの位置を容易に見つけられるよう、ガイドラインに定められた推奨位置を活用して表示することができ、2次元コード周辺に触覚突起を用いることができる。
- 容器包装上の文字サイズは12ポイント以上、文字比率は90%以上とする。
- ガイドラインでは、2次元コード接続後に表示情報を直ちに確認でき、追加操作を要しない構成とすること、広告・販促情報を混在させないことを求めている。

▼2次元コード使用時の包装の表示例

□ 食品および畜産物

商品名	○○○○○	・（例）この商品は○○○を使用した製品と同じ施設で製造されています
営業所名	○○食品	・（他法義務表示例）正当な消費者被害には交換・返金対応
消費期限	○○年○○月○○日まで	・（企業追加表示例）涼しく乾燥した場所で保管してください
内容量	○○○g	・不正・不良食品の通報：1399（市外局番不要）
原材料名	○○、○○○○、○○○○○○、甘味料、着色料、保存料 ○○*、○○○*、○○* 含有（* アレルギー原因物質）	・（企業追加表示例）お客様相談室：○○○-○○○-○○○
詳細表示情報はこちらをスキャンしてください		
保存方法	冷蔵保存	

栄養成分表示	
総内容量 00g	000kcal
1日あたりの栄養成分	基準値に対する割合
ナトリウム 00mg	00%
糖質 00g	00%
トランス脂肪酸 00g	00%
1日あたりの栄養素基準値に対する割合（%）は、2,000kcalを基準としており、必要な摂取カロリーは個人によって異なります。	

▼視覚障がい者用の2次元コード位置（推奨）



▼容器包装上のフォントサイズの変更点

	従来品（容器包装のみへの表示）	WEB表示を活用したもの	例外
フォントサイズ	10ポイント以上	12ポイント以上	ただし、食品容器・包装の形や大きさの違い、品目ごとの表示義務の違いによって、基本原則を守れない品目だけが例外規定あり
文字比率	90%以上 (100cm ² 以下 50%以上)	90%以上	

国家DB（FOOD QR）で発給されるバーコードの種類

- 国家DB「FOOD QRリアルタイム食品情報確認サービス」では、GTINを基礎識別子とし、消費期限・ロット・履歴追跡情報等を2次元コードで連携する仕組みである。

■ コードの基本構成

- FOOD QRポータルに製品情報および表示事項を登録し、MFDSから発行される2次元コードを製品の容器包装に表示。
- FOOD QRはGS1 Digital Linkに対応したURL形式で構成され、商品識別にはGTINが利用される。
- ドメイン名「foodqr.kr」の後ろに、GS1アプリケーション識別子（AI）と識別コードが続く。

区分	パッケージに表示される形式	QRコード内容
形式		https://foodqr.kr/01/08801234560016 インターネットアドレス 商品識別コード
標準	QRコード（キューアールコード）	GS1 デジタルリンク対応

■ コードの種類

- FOOD QRは、2次元コードに含める情報の範囲により、3タイプに分類される。
- ①は固定情報のみのため包材への事前印刷が可能で、②③は消費期限や履歴追跡番号等の可変情報を含むため、製造ラインでの個別印字が必要となる。
- ②③を活用することで、POSレジでの期限管理、期限切れ商品の販売防止、回収対象ロットの特定等が可能となる。

名称	2次元コードに含まれる情報
①大量印刷型	商品識別コード（GTIN）
②安全消費型	商品識別コード（GTIN）+ 消費期限等
③履歴追跡型	商品識別コード（GTIN）+ 消費期限等 + 食品履歴追跡番号*

* 食品履歴追跡管理制度に基づき、対象食品の流通履歴を管理するために付与される番号。製造・加工から販売までの情報を記録し、食品安全上の問題発生時に原因追跡、流通遮断、回収対応を迅速化することを目的としている。対象は、健康機能食品や保健食品類が段階的に義務登録対象とされている。

流通での活用例

応用識別子（AI）の生産日時（8008）や消費期限（17）、消費期限日付・時刻（7003）を追加することで、価格計算時に期限切れ商品の自動ブロックや、消費期限が近い商品の自動割引販売などにも対応できます。



<https://foodqr.kr/01/08801234560016/21/ABC1234?17=240410&91=2024123456701>

ドメイン名 (01)商品識別コード (21) 商品シリアル番号 (17)消費期限&91許認可番号
(基本識別子) (キー限定子) (データ属性/リンクタイプ)

既存方式

GS1バーコード
公的・流通システム
での商品識別

商品情報

生産者情報

プロモーション



FOOD QR適用

GS1
デジタルリンク

GS1商品コード
商品情報
生産者情報
購入先案内
プロモーション案内等

デジタル表示画面例 1 / 3

■リアルタイム食品情報確認サービス（FOOD QR ポータル）（푸드QR 실시간식품정보확인서비스） 食品医薬品安全処（MFDS）運営の国家DB

2段階構成のUI。上位はタブ切替、下位はタブ切替型またはページ内移動型のナビゲーション

- ・トップページ： 製品概要（最低限の品目情報と栄養表示）
- ・トップページの付加機能： 通知欄（情報更新日、リコール情報等）、商品画像拡大、栄養成分の解説や各種リンク（リコールサイト、政府ポータルサイト、事業者公式HP等）
- ・下位タブを切替えることで、トップページのまますべての情報を確認できる。

デモ用2次元コード
（読み取れます）



トップページ表示（上位タブ【概要情報】×下位タブ【栄養表示】選択の状態）

★MFDSの食品リコールの該当商品ページに飛ぶ

건급 회수 대상 제품입니다.

소비가한 2026-09-29 / 2026-10-06 / 2026-12-15
제품은 건급 회수대상으로 섭취를 금지합니다.

알림상세내용

회수 대상 제품 확인 방법 - 제품 포장의 표시사항 확인

제조일자 2025-09-30
유통/소비기한 2026-09-29 / 2025-10-06 / 2025-12-15
회수사유 알레르기 유발물질(우유, 돼지고기/미표시)
검사(단속)기관 식품안전정보원
회수방법 회수당첨자만이용(가래치→제조사)
회수영입처 인도식품
영입등록번호 11111111111
영입자주소경기도 서울특별시 중구 소공동 70, A동 12,13층(층상호 1가, 포스트타워)
비코드번호 8801470000001
포장단위 1kg
등록일 2025.04.28

닫기

FOOD QR

요약정보 표시정보 안전정보 조리(활용)법

通知情報 알림정보

登録日報

리콜情報

1 製品名 製品名 [FOOD QR컵라면] 제품명 [푸드큐알 컵라면]

4 営業所名 제조원 인포식품(테스트)

9-1 食品類型 식품유형 유통면

2 内容量と熱量 내용량 90 g 375kcal

6 消費期限 소비기한 밀면 표기일까지

7 栄養表示

영양표시 원재료명 알레르기 유발물질 표기 소비

熱量 375 kcal

ナトリウム 나트륨 1218mg 탄수화물 59g 炭水化物

脂質 지방 15.5g 단백질 8g タンパク質

7 栄養表示

영양정보 총내용량 g 총내용량 90g kcal 375kcal

총내용량당 1일의 영양성분 기준치에 대한 비율

나트륨	나트륨 1218mg	61%
炭水化物	탄수화물 59g	18%
糖類	당류 4g	4%
脂質	지방 15.5g	29%
トランス脂肪酸	트랜스지방 0g	
飽和脂肪酸	포화지방 7g	47%
コレステロール	콜레스테롤 0mg	0%
タンパク質	단백질 8g	15%

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인의 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

1일의 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2000kcal을 기준으로 하고 있으므로, 개인의 필요 칼로리량에 따라 다를 수 있습니다.

개인정보처리방침 저작권정책

시스템 사용문의: 1551-9296

©MFDS. ALL RIGHTS RESERVED.

식품의약품안전처 식품안전정보원

푸드QR검색 푸드QR포털 식품안전나라 제조사누리집

FOOD QR Search FOOD QR 포털 식품안전나라 메이커 공식 웹사이트

他の商品 検索へ FOOD QR의 トップページへ

★成分名をクリックするとNAVER知識百科に飛び、解説等が読める

N 지식백과

입맛을 바꾸자! 나트륨 줄이기

味を変えよう! ナトリウム削減

糖尿病、習慣を変えれば克服できる

사람마다 생김새가 다르듯이 입맛도 각양각색이다. 누군가에겐 싱거운 음식이 다른 누군가에겐 짭쌀 수도 있다. 사람의 입맛은 길들이기 나름이라, 짭 음식에 익숙할 땐 싱거워서 맛이 없던 음식이 입맛을 바꾸고 나면 되려 식재 본연의 맛과 향미가 느껴지면서 맛있게

★食品安全に関する政府公式ポータルサイトへ飛ぶ（回収情報、違反情報等）

Food 식품안전나라

「반려동물 동반출입 음식점,제도 안내

업소현황
매뉴얼
FAQ
지도검색
국-문-식-담(QnA)
안내판 시안 내려받기
접종확인용 QR제작

WELCOME

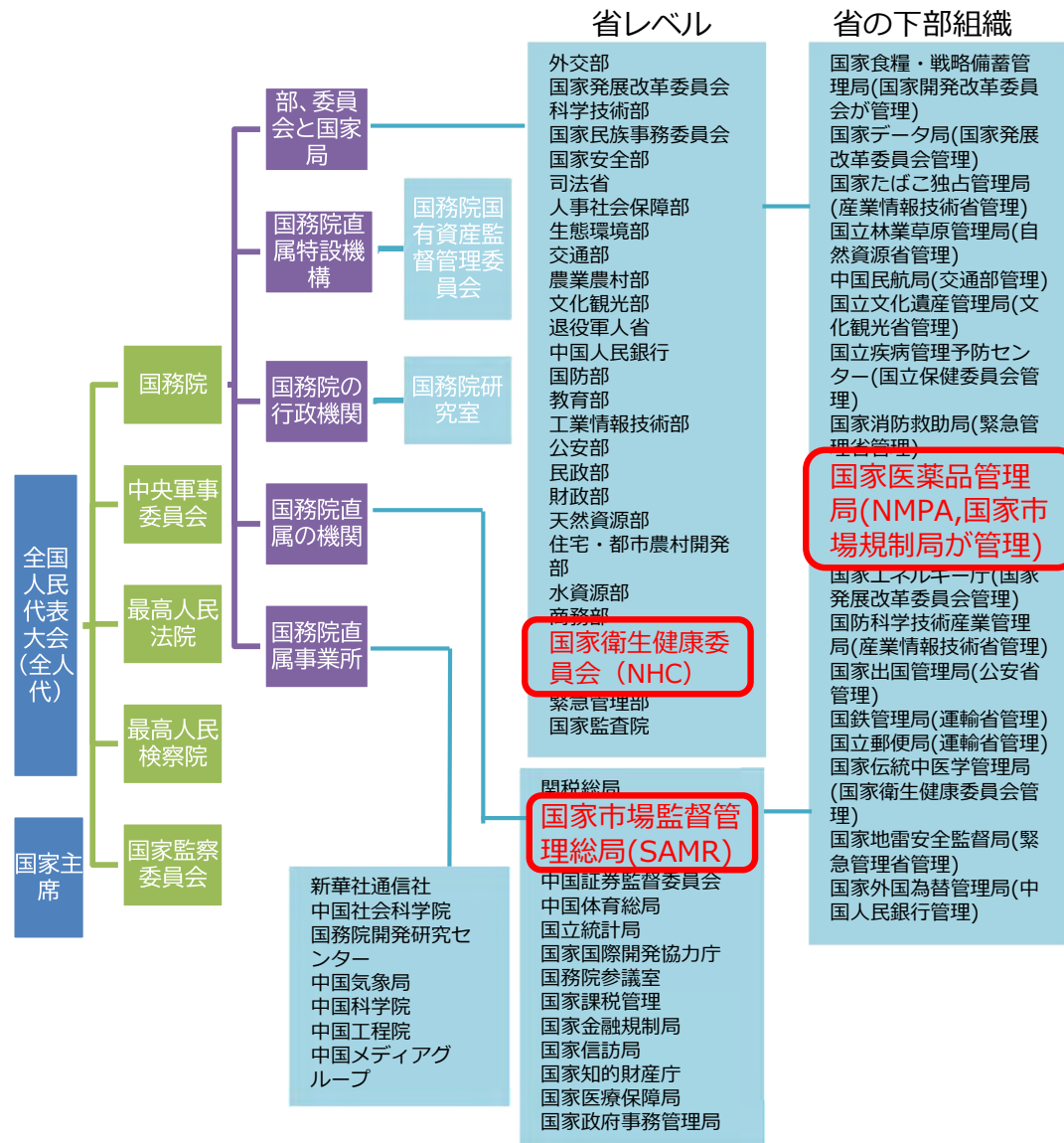
(参考資料) 中国

- 所管行政機関
- 食品安全に関する法規・標準体系
- 食品表示関連法規の一覧
- デジタル表示制度の導入経緯
- デジタル表示制度の対象範囲
- 横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（包装済み食品）
- 栄養成分：デジタル表示による代替可否（包装済み食品）
- デジタルラベルの要件
- デジタル表示画面例

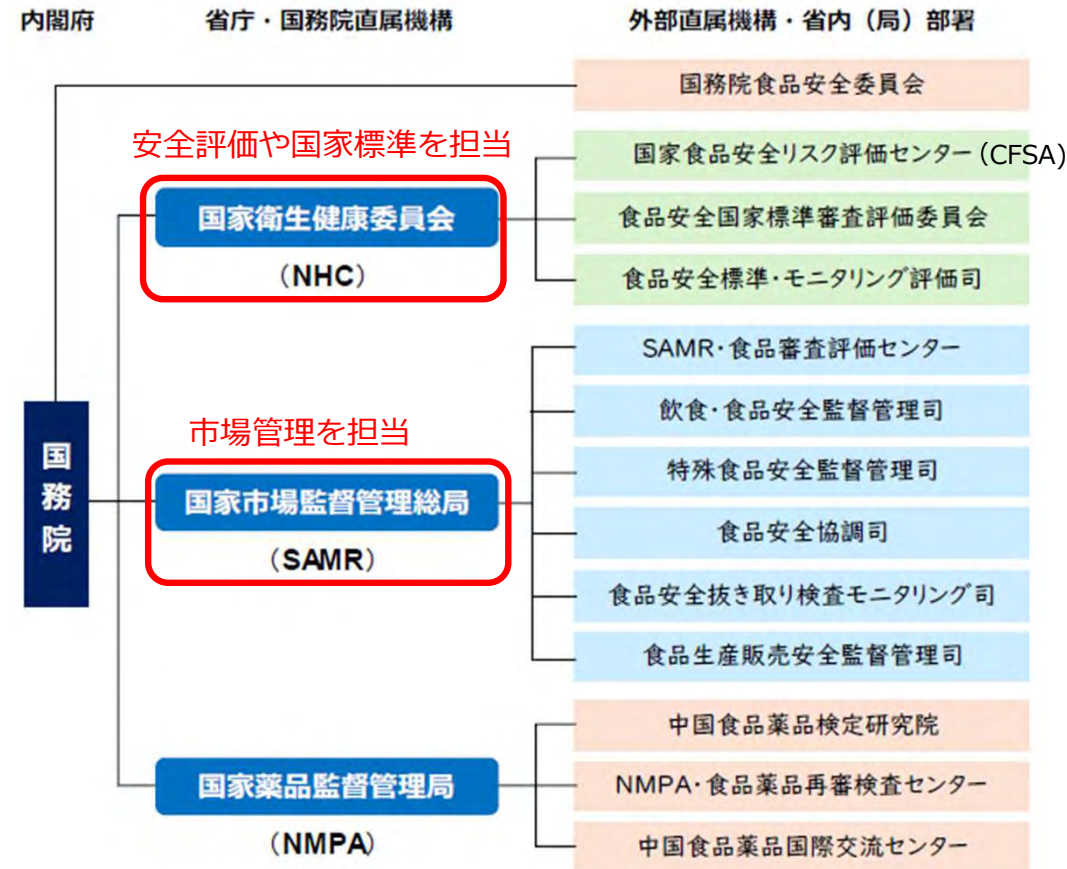
所管行政機関

- 食品に関わる安全評価や国家標準、市場管理などは主に国家衛生健康委員会（NHC）と国家市場監督管理総局（SAMR）が管轄している。

中国政府・行政組織図



食品行政に関する部署の組織図



※「司」は中央省庁の組織名で日本の省庁内の「局」に相当する。

食品安全に関する法規・標準体系

- 中国の食品安全に関する法制度は、最上位に国家法律である「中国食品安全法」が位置付けられる。同法は全国人民代表大会の承認を経て成立し、その下に行政法規、部委規則、地方法規が置かれる。
- 規格・標準は国家標準、地方標準、企業標準に区分される。国家標準は関係省庁が制定し強制適用され、地方標準は国家標準がない場合に制定される。企業標準はこれらが存在しない場合に策定され、所管部門への届出が必要である。
- 2024年10月現在、1610項目の食品安全国家標準が公布されており、そのうち、1420項目が有効である。
- これらは4つの種類に区分され、共通標準は15項目、製品標準が818項目、検査方法標準が551項目、製造・販売規範標準が36項目である。
- 共通標準の中に食品ラベルに関する標準があり、包装済み食品ラベル通則、包装済み食品栄養ラベル通則、包装済み特別用途食品ラベル、食品添加物ラベル通則の4項目が制定されている。



資料: 国家衛生健康委員会が公表した資料をもとに作成。

食品表示関連法規の一覧

- 「食品安全法」および「食品安全法实施条例」は、中国の食品業界における基幹的な法規である。
- 「包装済み食品ラベル通則」（GB 7718-2025）および「包装済み食品栄養ラベル通則」（GB 28050-2025）は、いずれも2011年版を改正した規格として2025年に公布された。このうち、GB 7718-2025ではデジタルラベルに関する要件が追加されている。
- あわせて、食品表示とその監督管理を定める「食品表示監督管理弁法」も公布され、これらはいずれも2027年3月16日に施行される予定である。

政策・規定・法規	内容	公表先	公表時期
食品安全法 https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_6bff4ef87291497fa72949e1fc88efb5.html	食品安全の基本法	SAMR	2021.04.29
食品安全法实施条例 https://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/31/content_5447142.htm	食品安全法の細則	国務院	2019.10.11
食品表示監督管理法（国家市場監督管理総局令第100号） https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2025/art_4edcff1e8d894890a012aac1e974c1ff.html	食品表示の監督規則	SAMR	2025.03.1公表 (2027.03.16施行)
食品安全国家标准 包装済み食品ラベル通則（GB7718-2025） https://cdcp.gd.gov.cn/attachment/0/593/593527/4773893.pdf	包装食品の表示基準	NHC	2025.03.27公表 (2027.03.16施行)
食品安全国家标准 包装済み食品ラベル通則（Q&A） https://www.nhc.gov.cn/sps/c100087/202509/bc824a504ec34c27883da73f14c20d44.shtml	ラベル通則の運用解釈	NHC	2025.09.25
食品安全国家标准 包装済み食品栄養ラベル通則（GB28050-2025） https://cdcp.gd.gov.cn/attachment/0/593/593529/4773905.pdf	栄養表示の基準	NHC	2025.03.27 (2027.03.16施行)
食品安全国家标准 包装済み食品栄養ラベル通則（Q&A） https://www.nhc.gov.cn/sps/c100087/202509/470fa4ff5de14dd38619223cce9da4e7.shtml	栄養表示基準の運用解釈	NHC	2025.09.25
包装済み食品のデジタルラベル実施関連公告 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202509/content_7039556.htm	デジタル表示の実施細則	NHC・SAMR	2025.09.08
新食品安全国家标准（50項目） https://www.nhc.gov.cn/sps/c100088/202503/e8a432507f7d4f08a877e76a9b0578ce.shtml	新規標準の一括公布	NHC	2025.03.27

デジタル表示制度の導入経緯

- 中国では、食品ラベルの文字が小さく読みにくく、必要な情報が見つげにくいという課題が背景にあり、これを解決するためにデジタル表示へのニーズが高まっている。
- これを受けて2025年9月、NHCとSAMRが共同でデジタルラベルに関する公告を公布し、表示方法の最適化を制度として明確化し、行政主導で導入が進められた。

年月日	事項	内容
2025年3月1日	◎食品表示監督管理法(国家市場規制局令第100号)の公表、2027年3月16日施行 https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2025/art_4edcff1e8d894890a012aac1e974c1ff.html	SAMR、取締りに関する法案を制定
2025年3月27日	◎食品安全国家標準 包装済み食品ラベル通則（GB 7718—2025）の公表（GB7718-2011の改正）2027年3月16日施行 https://cdcp.gd.gov.cn/attachment/0/593/593527/4773893.pdf	NHC、包装食品ルールの大改正、デジタル表示に関する大枠が盛り込まれる
2025年9月8日	◎包装済み食品のデジタルラベル実施関連公告の公表 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202509/content_7039556.htm	SAMR/NHC共同、デジタルラベルの適用基準の明確化、表示の最適化を明記
2025年9月25日	◎食品安全国家標準 包装済み食品ラベル通則（Q&A）の公表 https://www.nhc.gov.cn/sps/c100087/202509/bc824a504ec34c27883da73f14c20d44.shtml	NHC、GB7718-2025の補足資料、デジタルラベルに関しては過去法規と同様の内容

- 報道や行政のリリースによると、制度化前後で行政による実証事業や導入支援の動きもあり

時期	主体	取組み
2023年7月	国家衛生健康委（NHC）	預包装食品デジタルラベルの試点（パイロット）を開始。
2023年11月	NHC・国家食品安全リスク評価センター（CFSA）	参加事業者20社超、製品40点超まで試点を拡大。
2024年1月	CFSA	第2段階の試点を開始し、事業者参加をさらに拡大。
2024年9月	山東省衛健委・市場監管局	全省向けの普及用プランを策定し、省・市二級で試点を展開
2024年9月	上海市	上海でデジタルラベル試点を開始、20社超・50製品超が参加。
2024年6月～2025年5月	威海市	市として実施方案を作成し、事業者ヒアリング、研修、伴走支援を実施
2025年7月	上海市	参加事業者24社、約150製品まで拡大
2025年11月現在	—	4000種類以上の製品にデジタルラベル導入



上海試点預包装食品数字标签

上海の実証事業を伝える報道より
<https://tv.sohu.com/v/dXMvMzE3NTcxMzU3LzU3NmOMzg0NC5zaHRtbA==.html>

デジタル表示制度の対象範囲

- 中国は包装済み食品（加工食品、保健機能食品、酒、水）が対象。食品添加物や生鮮食品は対象外。

種別			中国
生鮮食品	農産物	一般	名称、原産地、生産者又は販売者等 (包装品は保存期間、保存条件、添加剤名等が必要)
		業務用	
	水産物	一般	
		業務用	
	畜産物	一般	
		業務用	
加工食品	一般		横断的義務表示、栄養表示等
	業務用		
保健機能食品			保健食品(届出型・登録型)：加工食品表示＋個別表示 乳児用調製食品（登録型・届出型）：加工食品表示＋個別表示 乳幼児用補助食品：加工食品表示＋個別表示 特殊医学用途調整食品（登録型）：加工食品表示＋個別表示
食品添加物			(単一品種) 名称、成分、使用方法等 (複合製剤) 名称、配合構成、使用方法等
器具又は容器・包装			個別表示
酒			加工食品表示の一部事項
飲料水			加工食品表示の一部事項
中食（未包装）			加工食品表示の一部事項（食品名、製造日、保管期間、製造者等）
外食			対象外

横断的義務表示：デジタル表示による代替可否（包装済み食品）

- デジタルラベルを用いる場合は、製造者の住所の簡略化が可能（例：事業者名（〇〇区））
- 包装面積20cm²以下の場合や業務用商品で容器包装上で省略した義務表示事項は、販売容器・添付文書・契約書に明示が必要となっていたが、これをデジタルラベルで代替することが可能になった。

(GB7718-2025「4. 消費者に直接提供される包装済み食品の表示内容」を対象とした場合で整理)

〇必須、△一部省略可、×省略可だが別媒体で表示

義務表示項目		デジタルラベルを使用した場合、容器包装上に表示する事項	表示面積20cm ² 以下で包装に残す事項	業務用で包装に残す事項	デジタルに表示する事項	事項の説明
食品名		○	○	○	○	一般的な名称を記載し、規格名があれば優先
原材料表		○	×	×	○	重量順、2%以下順不同、複合原材料25%以下は（）分解不要
原材料強調と定量的表示		○	×	×	○	強調表示する場合は添加量表示、香料での風味再現は明記等
正味含有量と規格		○	○	○（計量販売されるものを除く）	○	内容量は食品名と同じ面に表示する
製造者の名称、所在地と連絡先		△（住所の簡略化が可能）	名称○、連絡先○、住所×	×	○	委託製造は委託先・受託先を隣接表示する
日付表示(製造日と品質保証期限)		○	○	○	○	年月日の順で、製造日と消費期限・賞味期限と同意。
保存方法		○	○	○	○	
食品製造許可証番号		○	○	×	○	実製造者の許可番号を記載
製品標準コード		○	○	×	○	その食品が準拠して製造・判定される実施標準のコード
製品品質等級		○	×	×	○	品質ランク制度がある場合の等級表示を指す
アレルギー8種（グルテン含有穀物、甲殻類、魚類、卵、落花生、大豆、乳製品、木の実類）		○	×	×	○	表記方法は、①原材料名を下線か太字で表示、②枠外に警告表示、○○を含みますと記載。コンタミは推奨表示。
栄養表示		○	×	×	○	－
警告表示	遺伝子組換え表示	○	×	×	○	大豆とその加工品、トウモロコシとその加工品、菜種とその加工品、綿花種子、トマトとケチャップが対象
	フェニルアラニン注意表示	○	×	×	○	アスパルテーム・アセスルファム塩を使った食品に表示
	青少年の過剰摂取の注意文	○	×	×	○	「児童・青少年は塩分・油・糖質の過剰摂取を避けるべきである。」と栄養表示の下に記載
	ゼリーの安全警告文	○	×	×	○	子どもや高齢者への注意喚起の警告文
照射食品		○	×	×	○	製品、成分両方が対象。該当の場合照射済みと記載。
輸入者／代理店の名称、住所、連絡先		○	×	×	○	輸入品限定項目
海外製造者の登録番号		○	×	×	○	輸入品限定項目
原産国（地域）		○	×	×	○	輸入品限定項目、最終変更した場所が原産国

栄養成分：デジタル表示による代替可否（包装済み食品）

- デジタルラベルを用いても、栄養成分表示は容器包装にすべて表示が必要。
- 包装面積が40cm²以下の場合や、業務用商品の場合に容器包装から省略できる事項があるが、横断的義務表示と違ってデジタル表示での代替可能であることは明記されていない。

○必須、△一部省略可、×省略可だが別媒体で表示

包装済み食品栄養ラベル通則（GB28050-2025）をもとに整理

義務表示項目	デジタルラベルを使用した場合、容器包装上に表示	デジタル画面に表示	表示面積40cm ² 以下で包装に残す事項	業務用で包装に残す事項
エネルギー（含量、NRV*）	○	○	△（NRV省略可）	×
たんぱく質（含量、NRV*）	○	○	△（NRV省略可）	×
脂質（含量、NRV*）	○	○	△（NRV省略可）	×
飽和脂肪酸（含量、NRV*）	○	○	△（NRV省略可）	×
炭水化物（含量、NRV*）	○	○	△（NRV省略可）	×
糖質（含量、NRV*）	○	○	△（NRV省略可）	×
ナトリウム（含量、NRV*）	○	○	△（NRV省略可）	×
トランス脂肪酸（含量）	○	○	×	×
注意喚起（児童・青少年は塩分、油、糖質の過剰摂取を避けるべき）	○	○	○	×

*栄養参照量（Nutrient Reference Value: NRV）、1日あたりの栄養素基準値に対する割合（%）

デジタルラベルの要件

- 中国のデジタルラベルは、GB 7718-2025に基づく任意の補完的表示手段であり、容器包装上の義務表示を全面的に代替するものではない。
- 利用時は、法令・国家標準への適合、容器包装表示との一致、広告情報との区別、読取容易性、改ざん防止、更新履歴管理が求められる。

制度の性格	補完的表示手段。義務表示の全面代替ではない。
表示内容の要件	- 法令・国家標準に適合必須 - 容器包装表示と一致 - 広告・販促情報は不可 - 事業者が真実性・正確性に責任を負う。
表示・運用の要件	- 識別コード付近に『デジタルラベル』等を明示 - アクセス容易で読みやすい画面 - ポップアップ等の閲覧妨害要素を禁止 - 改ざん不可 - 更新履歴を記録
任意の情報提供	原材料の産地、製造工程、食用方法、製品トレーサビリティ、食品安全・栄養関連情報、調理レシピ、検査証明、カーボンフットプリント等
その他	- 複数コードの統合を推奨 - 音声・動画・拡大表示に対応可能

▼可読性向上が原則



▼コード付近の案内文字の表示例



▼複数コードの例



デジタル表示画面例 1 / 2

■包装済み食品のデジタル表示プラットフォーム（预包装食品数字标签平台）

中国自動識別技術協会*の提供するプラットフォームでの表示例

（*日本自動認識システム協会に相当する業界団体、中国は分散管理のため他にもプラットフォームが複数存在する）

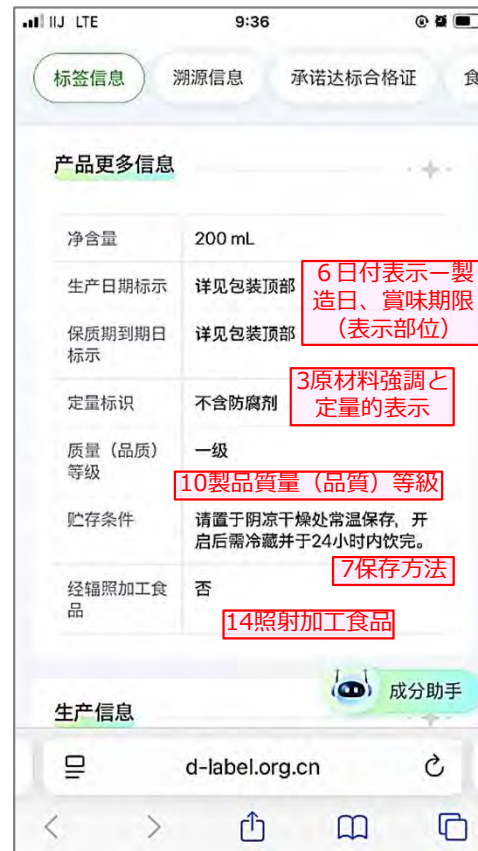
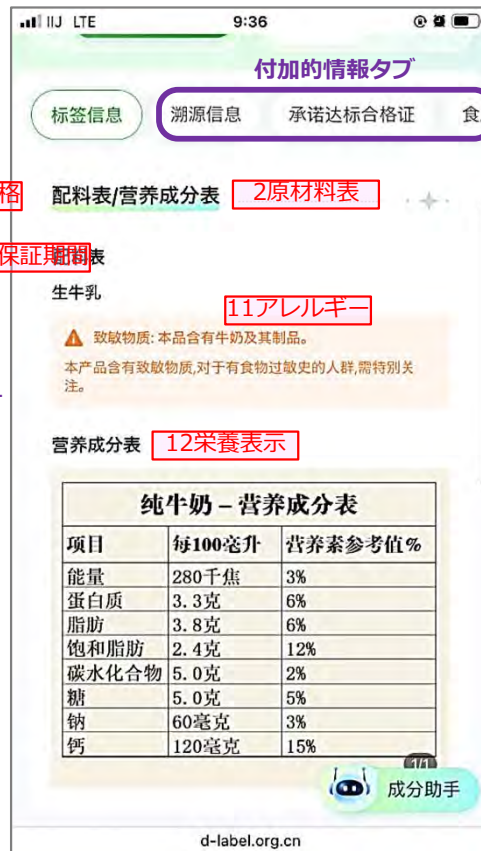
デモ用2次元コード
（読み取れます）



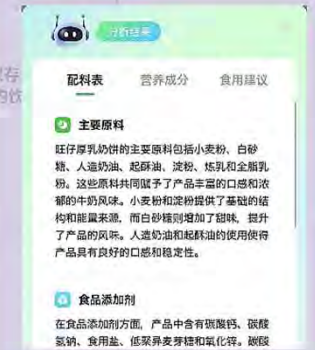
【特徴】シンプルな1段タブ構造

- ・トップページ： 食品ラベルが表示される（義務表示の網羅）
- ・トップページの付加機能： GS1商品識別コード、音声読み上げ、文字サイズ（中・大）、AIアシスタント（原材料表、栄養成分表、食用方法についてポイント解説）
- ・タブ選択： 付加情報が表示される（トレーサビリティ情報、許可書類、動画、ECリンク等）

トップページ：義務表示（【食品ラベル】タブを選んだ状態）



AIが原材料表、栄養成分表、食用方法についてポイント解説してくれる。



成分助手

AIアシスタント

デジタル表示画面例 2 / 2

任意表示、付加的表示ページ（その他のタブを選んだ状態）

【トレーサビリティ】

标签信息 溯源信息 承诺达标合格证 食品安全

生产批次

请输入打印溯源10位代码查询

批次号: L20260327-02-03 (示例)

生产批次号: L20260327-02-03 (示例)

生产日期: 2026-03-27

工厂代码: BJ02

检验结果: 合格

产品质量(g): 500

检测报告

牛奶检测报告

检测项目	检测值
脂肪含量	3.90%
蛋白质含量	3.20%

成分助手

【許可・証明書類】

标签信息 溯源信息 承诺达标合格证 食品安全

承诺达标合格证

我承诺对生产销售的食用农产品:

- 未使用禁用农药、兽药及其他化合物;
- 使用的常规农药、兽药残留不超标;
- 对承诺的真实性负责

承诺依据

质量安全控制符合要求 ☐ 自检合格 ☐ 委托检测合格

产品名称: 纯牛奶

数量(重量): 1件/克

产地: 北京

生产单位: 北京XXXX食品有限公司

承诺主体: 系统测试

联系方式: 400XXXX123

开具日期: 2026-04-16

成分助手

【食べ方】

溯源信息 承诺达标合格证 食用方法 配料来源

食用方法

开瓶即饮: 轻轻撕开瓶口覆膜或拧开瓶盖, 即可直接饮用, 感受浓郁奶香。早餐搭配: 搭配谷物麦片、面包糕点, 为您开启营养充沛的早晨。创意料理: 可用于制作西式烘焙、浓汤、奶香拿铁等, 增添醇厚风味。

开瓶即饮、早餐搭配、创意料理

成分助手

【原材料の供給源】

配料来源 生产工艺 产地信息 食品安全

配料来源

黄金奶源带: 精选北纬XX°黄金奶源带自有牧场, 纯净生态, 牧草丰美。锁鲜工艺: 采用超高温瞬时灭菌与无菌灌装技术, 瞬间锁留原生营养与醇正口感。品质坚守: 从牧场到餐桌, 执行严于国家标准的质量管控, 确保每一滴牛奶的安全与优质。

牧场坐落于北纬40°-47°之间的国际公认黄金奶源带 四季分明, 气候宜人, 牧草丰美

成分助手

【製造工程】

配料来源 生产工艺 产地信息 食品安全

生产工艺

精准收奶与检验: 每日采集的鲜奶直达工厂, 历经多项理化与微生物指标严格检验, 确保原料纯净优质。超高温瞬时灭菌: 采用135°C-140°C的超高温瞬时灭菌技术, 在数秒内高效灭活有害微生物, 同时最大限度锁留牛奶的天然营养与风味。无菌冷灌装: 在全封闭无菌环境下进行灌装, 避免二次污染。无需添加防腐剂, 也能实现长久保鲜。

每日采集的鲜奶直达工厂, 历经多项理化与微生物指标严格检验

成分助手

【産地情報】

配料来源 生产工艺 产地信息 食品安全

产地信息

北纬40°黄金奶源带: 牧场坐落于北纬40°-47°之间的国际公认黄金奶源带, 四季分明, 气候宜人, 牧草丰美。科学化牧场管理: 引进优质荷斯坦奶牛, 实行科学轮牧与TMR全混合日粮喂养, 从源头保障奶源品质。可追溯的安心: 建立完善的可追溯体系, 每一瓶牛奶均可溯源至所属牧场, 让您享用百分百安心。

精选北纬40°黄金奶源带自有牧场 确保每一滴牛奶的安全与优质

成分助手

d-label.org.cn

【食品の安全と栄養】

配料来源 生产工艺 产地信息 食品安全

食品安全与营养

天然钙库, 助力强健骨骼: 牛奶是膳食钙的优质来源, 每100mL约含120mg钙, 且易于人体吸收, 是儿童成长与成人维持骨密度的重要助力。优质蛋白, 提供必需氨基酸: 牛奶蛋白属于优质完全蛋白, 含有人体所需的全部必需氨基酸, 消化吸收率高, 有助于组织修复与身体活力。乳糖饮用提示: 如您有乳糖不耐受情况, 建议少量多次饮用, 或佐餐食用, 可有效缓解不适, 享受牛奶营养。多重安全守护: 从牧场到成品, 历经多重安全检测, 确保各项指标符合并严于国家标准, 请您放心饮用。

成分助手

d-label.org.cn

【食品のビデオ・写真】

食品安全与营养 食品视频/图片 食品商城

食品视频/图片

成分助手

d-label.org.cn

【ECリンク】

食品数字标识

6900000001240

*此编码为商品条码, 由中国物品编码中心统一管理

语音播报标签信息 正常字 大号字

食品安全与营养 食品视频/图片 食品商城

食品商城

企业官网 去看看 >

京东商城 去看看 >

Copyright © 2025 All Rights Reserved. 中国自动识别技术协会

成分助手

d-label.org.cn

義務表示に関する根拠情報や、調理方法動画、広告（事業者HPリンク、購買リンク）が表示される。